

審 査 基 準

平成6年10月1日作成 /

法 令 名 :	道路交通法施行令
根 拠 規 定 :	第13条第1項
処 分 の 概 要 :	緊急自動車の指定
原 権 者 (委 任 先) :	福井県公安委員会
法 令 の 定 め :	
審 査 基 準 :	
標 準 処 理 期 間 :	10日以内 (経由機関5日) (行政庁の休日は含まない)
申 請 先 :	住所地を管轄する警察署交通課
問 い 合 わ せ 先 :	交通部交通企画課企画係または 住所地を管轄する警察署交通課
備 考 :	